

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

◀ 施設数： 9,726施設 サービス受給者数： 57.7万人（平成29年4月審査分） ▶

※介護給付費実態調査



※平成27年介護サービス事業所調査

◀設置主体▶

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

◀人員配置基準▶

- 医師： 必要数
- 介護・看護職員： 3:1 等

◀設備基準▶

- 居室定員： 原則1人（参酌すべき基準）
- 居室面積： 1人当たり10.65㎡ 等

多床室

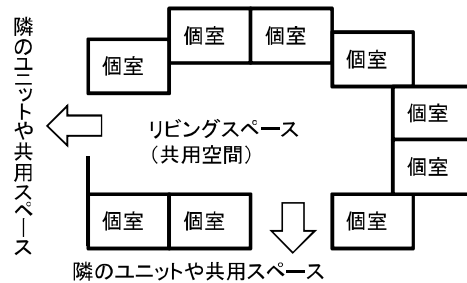
- 多床室（既設）の介護報酬： 814単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数： 平均2.2人（平成26年）



ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬： 894単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数： 平均1.7人（平成26年）

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



介護老人福祉施設の人員・設備基準

必要となる人員・設備等

介護老人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

○人員基準

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 医師 | 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 |
| 介護職員 又は看護職員 | 入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 |
| 栄養士 機能訓練指導員 | 1以上 |
| 介護支援専門員 | 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする） |

○設備基準

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 居室 | 原則定員1人、入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上 |
| 医務室 | 医療法に規定する診療所とすること |
| 食堂及び 機能訓練室 | 床面積入所定員×3㎡以上 |
| 廊下幅 | 原則1.8m以上 |
| 浴室 | 要介護者が入浴するのに適したものとすること |

ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要

- ・ 共同生活室の設置
- ・ 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・ 1のユニットの定員はおおむね10人以下
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等

